

## カンテレ扇町スクエア使用規定

### 1 各スペースの基本使用料(搬入から搬出、設備の原状回復、スタッフの退館まで全て含む)

#### アトリウム (8:00~23:00)

使用時間	半日 (使用 8 時間まで)	終日(使用 15 時間まで)
平日	165,000 円	275,000 円
土日祝	220,000 円	330,000 円

#### ガーデンテラス (8:00~23:00)

使用時間	半日 (使用 8 時間まで)	終日(使用 15 時間まで)
平日	55,000 円	88,000 円
土日祝	88,000 円	132,000 円

### 2 各スペースの基本使用料に含まれるもの

- (1) カンテレ扇町スクエアの各スペースの使用
- (2) 水道、会場設備照明、施設空調

### 3 各スペースの基本使用料に含まれないもの

- (1) 管理(現地)スタッフ 16,500 円 (1 名・1 日当たり)。ただし催事内容に応じて増員する場合があります。
- (2) 音響、照明、映像など別途作業員が必要になる場合に要する費用。設営、運営、撤去に際し必要に応じて警備員を配置した場合に要する費用。機材などの持ち込みについては別途ご相談下さい。
- (3) 電源 1.5kw (1 回路) を超える電力量が必要な場合は別途料金が発生します。
- (4) ゴミ処理料 (基本的にお持ち帰りいただきます)
- (5) イベント保険への加入費 (必ず加入してください)
- (6) 年末年始は特別料金が適用されます。詳細は営業担当者までご相談ください。

### 4 お申込とご精算

- (1) 使用申し込みの際は、本規定を確認、了承の上、お申し込みください。
- (2) 申し込み受付開始時期は使用日の半年前からです。
- (3) 電話にて仮予約を受け付けますが、1 週間以内に使用の有無をご連絡ください。使用決定次第「使用申込書」をダウンロードし責任者が必要事項を記入・捺印の上、1 週間以内に「催物企画書」と併せてメールにて送信、ご提出ください。
- (4) 「使用申込書」の受理後、「基本使用料請求書」を発行します。基本使用料請求書記載の支払期限までに基本使用料をお支払いください。入金の確認が取れない場合は、解約されたものとみなします。
- (5) 基本使用料入金確認後「使用承諾書」を発行し、各スペースの利用契約が成立するものとします。
- (6) 付帯設備使用料・管理 (現地) スタッフ人件費等その他の費用につきましては、5 (1) に規定する打ち合わせ後に合意した費用に関する請求書を発行します。請求書記載の支払期日までにお支払いください。初めての使用の場合もしくは使用内容により、事前に付帯設備使用料等見込み額をお預かりする場合があります。
- (7) 使用承諾書発効以降、使用者の都合による解約の場合は、規定の解約料金をお支払いください。使用 3 ヶ月前まで基本使用料の 20%、1 ヶ月前まで 50%、7 日以前は 80%、使用 6 日前からは 100%の解約料金を申し受けます  
また既に発注、その他手配が完了されているものについては、前記解約料金の他にその料金をお支払いください。

### 5 事前打合せと届出

- (1) 必ず使用日の 1 ヶ月前までに担当者で打合せを行ってください。
- (2) イベント保険に加入して、保険証の写しをご提出ください。
- (3) 使用者側で、関係官庁等へ必要な届出や許認可申請を行い、それらの届出・許認可に関する書類又はその写しを提示してください。  
〈火気・危険物関係〉大阪市北消防署 06-6372-0119 〈警備関係〉曾根崎警察署警備課 06-6315-1234  
〈保健所関係〉北区生活衛生監視事務所 06-6313-9518〈著作権関係〉日本音楽著作権協会支部 06-6222-8261

### 6 使用にあたっての注意事項

- (1) 催物に関わる来場者の整理、誘導及び盗難・事故の防止は使用者側で行ってください。
- (2) 搬入出を含む使用中に発生した人的・物的損害については、当社は責任を負いません。
- (3) 使用時 (設営・催事進行・撤去) は、常時安全対策を講じてください。また扇町スクエア管理者の安全指示に従ってください。
- (4) 使用中に生じた盗難・事故についての責任は、当社は負いません。
- (5) 飲食物などの持ち込みの際は、衛生管理を徹底してください。
- (6) 使用時 (設営・催事進行・撤去) に建物・諸設備・器具・備品等の破損、紛失された場合は、実費をお支払いください。
- (7) 使用時、機材等に故障が生じた場合は早急に代替機などの手配に努めますが、それ以外の責務は負いかねます。

### 7 使用の取り消しと制限

次の事項に該当する場合は、承認後でも使用の制限、取り消し、停止をさせていただきます。

この際に発生する使用者の損害に関して当社は責任を負いません。

- (1) 基本使用料を期日までにお支払いいただけない場合
- (2) 使用規定や、それに基づく注意事項に従わない場合
- (3) 「使用申込書」に記載した目的以外で使用した場合
- (4) 「使用申込書」の記載に偽りがあった場合
- (5) 使用の権利を他に譲渡、または転貸した場合
- (6) 建物、施設、設備等を破損、または滅失する恐れがあると認められる場合
- (7) 騒音・振動が発生する行為(音声・ジャンプ等)が起こる可能性がある場合
- (8) 大規模地震対策特別措置法などにより、警戒宣言が発令された場合
- (9) 関係法令・関係諸官庁の指示に反する行為をした場合
- (10) 公の秩序または、善良な風俗を乱す恐れがあると認められた場合
- (11) 他のスペース利用者もしくはスペースの関係者・または来館者・スペース周辺及び近隣住民に迷惑を及ぼすと当社が判断した場合
- (12) 利用者又は利用者の代表者が暴力団、暴力団準構成員、暴力団関係企業、若しくは関係者、総会屋、社会運動等(人権運動、政治活動含む)標ぼうゴロ又は特殊知識暴力集団等、その他他暴力的もしくは不当な要求行為等により市民社会の秩序安全に脅威を及ぼす団体もしくは個人に該当することが判明した場合
- (13) その他、扇町スクエアの運営上、支障があると当社が判断した場合

#### 8 不可抗力による催物の中止

- (1) 当社が来場者の安全や行政の指導・要請等のために使用の中止を決定した場合を含め、当社、利用者いずれの責任にもよらない不測の事故や災害や新型コロナウイルス感染症等のウイルス性感染症等の不可抗力のため使用が不可能となった場合は、使用料を全額または一部を返還します。この場合に発生する利用者の損害に関しては、当社は責任を負いません。

#### 9 その他

- (1) 物品販売を行う場合は、物販手数料として、売上の10%(税込)をお支払いください。(有価証券含む)  
お支払いの方法については事前の打ち合わせ時にご相談ください。

#### 10 損害賠償

- (1) 利用者は、利用者による本使用規定違反行為その他各スペースの利用に起因して発生した全ての損害(弁護士費用及び当社において対応に要した人件費相当額を含みます。)を賠償しなければなりません。
- (2) 当社は、本使用規定に基づき当社が行った措置により利用者を生じた不利益や損害について一切の責任を負いません。

#### 11 準拠法及び合意管轄

本使用規定は日本法に準拠するものとし、本使用規定に起因し又は関連する一切の紛争については、訴額に応じ、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上